

令和8年1月16日

一般社団法人全国警備業協会会长 殿

警 察 庁

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知について（依頼）

平素より警察行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、公正取引委員会と内閣官房では、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費転嫁指針」という。）」の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行された下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律を踏まえて記載内容の見直しを行い、併せて、その他所要の修正を行うこととし、労務費転嫁指針を改正しました（令和8年1月1日付）。

改正労務費転嫁指針について、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、貴協会におかれましては、都道府県警備業協会を通じ、加盟事業者に周知願います。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

以上